

労働衛生サービス機能評価制度実施規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 労働衛生サービス機能評価制度（以下「サービス機能評価制度」という。）は、労働安全衛生法等に基づく各種健康診断、健康保持増進支援及び事業場の労働衛生水準の向上支援等の業務を適切に実施できる機能を有すると認められる施設を認定し、もって労働衛生サービスを提供する施設の水準の向上と健康診断等利用者に対する公正な情報の提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は次のとおりとする。

- ① 労働衛生サービス機能：労働者の健康診断、健康保持増進及び事業場の労働衛生水準の向上のための業務として行うことをいう。
- ② 評価基準：サービス機能評価制度において認定の可否の判断の基準となるチェックリストをいう。

第2章 労働衛生サービス機能評価委員会

(設置)

第3条 全衛連委員会設置規程に基づき、労働衛生サービス機能評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第4条 評価委員会は、次の事項を所掌する。

- ① サービス機能評価制度の企画、運営に関する事項
- ② 申請施設が評価基準に適合するか否かの評価及び認定に関する事項
- ③ 認定施設の公表
- ④ 評価基準の改廃
- ⑤ 異議申し立て等の処理
- ⑥ 評価認定施設の認定の取消し

(委員会の構成)

第5条 評価委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、労働者団体、事業者団体及び関係団体等の中から選任する。

(委員の委嘱及び任期)

第6条 委員は、全衛連会長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期の途中で欠員が生じた場合、補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長を選任及び権能)

第7条 委員長は委員の互選により選任する。

2 委員長は、サービス機能評価制度に係る組織及び運営を掌理する。

(会議の開催)

第8条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会の議事は委員長が司る。

(委員長の代行)

第9条 委員長に事故あるときは、第7条第2項及び前条に規定する委員長の任務は評価委員会で指名された者が代行する。

(委員会の議事)

第10条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決を行うことができない。

2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(小委員会)

第11条 評価委員会の下に、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会は次の事項を所管する。

- ① 評価基準の改廃
- ② 申請施設に対する研修等の企画検討
- ③ その他評価委員会が必要と認める事項

(小委員会委員の任期及び委嘱)

第12条 小委員会委員の任期は評価委員会が定める期間とする。

2 小委員会委員は委員長が委嘱する。

(委員会事務局)

第13条 評価委員会の円滑な運営のため、委員会事務局を置く。

2 委員会事務局を次の事項を所管する。

- ① 申請施設から提出される書類の事前審査
- ② 評価委員会提出資料の作成
- ③ 訪問調査の実施に係る実務
- ④ その他評価認定制度の実施に係る事項

第3章 訪問調査者

(資格要件)

第14条 訪問調査者は、次に掲げる資格要件を満たす者から選任する。

- ① 医師、労働衛生コンサルタント(保健衛生)
- ② 保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等として10年以上健診業務または労働衛生業務に従事した者
- ③ 健診の管理運営業務または労働衛生業務に10年以上従事した者
- ④ 上記①～③に掲げる者と同等以上とみなされる者

(任命及び配置)

第15条 訪問調査者は、前条の資格要件を満たす者のうちから、評価委員会の

承認を得た者を任命する。

2 訪問調査者は委員会事務局に配置する。

(訪問調査者の任務)

第16条 訪問調査者の任務は次に掲げる事項とする。

- ① 書類審査及び訪問調査の実施
- ② 調査結果の評価委員会への報告

(訪問調査者の義務)

第17条 訪問調査者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、訪問調査者でなくなった者に対しても準用する。

(訪問調査者の任期及び委嘱)

第18条 訪問調査者の任期は2年とし、評価委員長が委嘱する。

(訪問調査者の解任)

第19条 訪問調査者は、17条の規定に反する行為が認められた場合は、評価委員長の判断により解任することができる。

第4章 雑 則

(細則)

第20条 この規程に定めるもののほか、評価認定制度の運営に関し必要な事項は評価委員会が定める

(規程の改正)

第21条 この規程を改正するときは、評価委員会の議を経て行う。

付則

- 1 この規程は、平成10年11月26日から施行する。
- 2 改正規程は、平成14年11月1日から実施する。
- 3 改正規程は、平成16年12月1日から実施する。
- 4 改正規程は、平成21年6月1日から実施する。
- 5 改正規程は、平成23年6月1日から実施する。
- 6 改正規程は、平成26年6月1日から実施する。